

【資料2】の正誤表

項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答
	頁	行		
4	10	7	第1編第2章の2 「国民の権利利益の迅速な救済」	この基本方針を試案第2編以降のどこで具体化しているか。 p133 <u>p129</u> の第4編第4章で具体化しています。 なお、国民保護計画策定後…[略]
12	10 13	16 15	第1編第2章の5と10 「国民の協力」と「住民の協力」	この時の危険物取扱者の範囲はどこまでか。 [略] なお、同施行令第28条では、計画案p99 <u>p95</u> に記載のとおり消防法第2条第7項の危険物の外10種類の危険物質が定められています。
14			第1編第2章の7 「高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」	「個性や生活状況に応じた」とあって踏み込んだ基本方針であるが、この部分は第2編以降のどこに相当するか。 p56災害時要援護者への伝達、p67災害時要援護者への避難誘導、p104 <u>p100</u> 福祉サービスの提供、p121 <u>p117</u> 災害時要援護者への伝達、p122 <u>p118</u> 災害時要援護者への避難誘導などに相当します。
15	11	8	第1編第2章の7 「高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」	「国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。」のはどこに書いてあるか。 これは第1追加議定書関係であるが、第2追加議定書は不要か。 [略] なお、に関する記述箇所はp56の災害時要援護者への伝達など、は、p68の安全の確保など、は、p81の安否情報の収集・提供、は、p126 <u>p122</u> の特殊標章の交付及び管理が該当箇所になります。 [略]
16				
17	11	17	第1編第2章の9 「地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用」	「消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。」について、第2編以降のどこかで具体的記述があるか。 p115 <u>p111</u> の「5 ボランティア団体等に対する支援」に記載しています。
20	13	3	第1編第3章の6 「府警察」	府警察が警備することになっている「生活関連等施設」の範囲を教えてください。 p96 <u>p92</u> に対象施設を記載しています。
32	93 97	29	第2編第4章第4節の2の(5) 「汚染原因に応じた対応」	NBCテロの原因は誰が調べるのか。 現場は結果を知らなければ「安全確保」ができないが、現場の部隊では原因を特定する能力はふつうはない。 府の計画上、生物化学兵器による攻撃を受けた際にその原因物質を特定するのは、知事からの協力要請を受けた消防機関、府警察及び自衛隊の部隊により行われることとなっています。枚方市を所管する枚方寝屋川消防組合消防本部は、一定の生物、化学物質を特定する能力を有しています。また除染については、陸上自衛隊の化学防護隊(伊丹市千僧駐屯地のものが最寄)がその能力を有しています。
37	120	18	第3編第2章第2節の2の(1) 「安否情報の収集のための体制整備」	安否情報の収集、提供に関しては市民生活部及び教育委員会の所管となっており(p111,112 <u>p107, 108</u>)、次年度に作成する実施マニュアルにおいて責任者を定めることとしています。
39	129	5	第4編第4章第1節 「国民の権利利益の迅速な救済」	p133 <u>p129</u> にある「総合窓口は、どこか市長公室か？」 市民からの問い合わせ全般を処理する総合窓口については、本市防災計画が定める災害対策本部上の事務分掌の例に則って、市長公室が担当することとする予定です。

【資料3】の正誤表

項番	該当箇所		意見等(削除・修正・加筆案)	意見等の理由	意見等に対する事務局の考え方
	頁	行			
6	18		第1編第4章	とくに、上記のような <u>項番8にもあるような</u> 「配慮する者」向けに利用可能な資源リストである。124頁 <u>116頁</u> 「基礎的資料の準備」と類似した指摘だが、府との連携なして用意できる者のリストが欲しい。別の箇所で「データベース化をはかる」とあるので、それに対応する予定なら、それで可。	本市計画策定後に作成する実施マニュアルの中に収録する予定です。
7	18		第1編第4章	大規模集客施設、木造密集家屋等の社会的脆弱性の布置情報は、公開しない情報として整備しておくことは考えているか？ 項版 <u>項番6</u> で述べたように第4章の目的を考えると必要な情報という面もある。しかし取り扱いの難しい情報という側面を併せ持っているため、判断が難しい。	それらの情報項目が、公開及び取扱いについて慎重な検討を要することはご指摘のとおりですが、その有用性も併せてかんがみまして、大規模集客施設と生活関連等施設について、その簡潔な概況を計画に掲載する形で整理を行います。